

証券コード：8090
2021年6月21日

株主の皆様へ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

昭光通商株式会社

代表取締役社長 稲 泉 淳 一

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案 株式併合の件

本件は、株主より、株式併合の効力発生日を2021年7月14日とする会社提案を修正し、2021年7月27日とする修正動議が提出され、議長が修正動議を議場に諮り、採決を行ったところ、上記修正動議案が承認可決されました。これにより、2021年7月27日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1,629,847株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、株主より、定款一部変更の効力が発生する条件を、第1号に対する修正動議により修正された議案が承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年7月27日に定款一部変更の効力が発生するものとする修正動議が提出され、議長が修正動議を議場に諮り、採決を行ったところ、上記修正動議案が承認可決されました。変更内容は次のとおりであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株主の権利）及び第10条（単元未満株主の買増し）の全文を削除し、これらの変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以 上

株式併合及び単元株式数変更について

当社は、本総会において、2021年7月27日をもって当社株式1,629,847株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、この株式併合及び単元株式数の廃止に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当社株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却については、当社株式が2021年7月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと等を踏まえ、S K Tホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）からの要請を受け、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格、公開買付者により2021年3月5日から2021年4月15日までを買付け等の期間として行われた当社株式に対する公開買付けの1株当たりの買付け等の価格と同額である796円を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。端数株式相当分の処分代金は、2021年11月中旬頃にお送りすることを予定しております。

2. 主なスケジュール

- | | | |
|-----------------|------|-------------------|
| ① 2021年7月20日（火） | （予定） | 当社株式の売買最終日 |
| ② 2021年7月21日（水） | （予定） | 当社株式の上場廃止日 |
| ③ 2021年7月27日（火） | （予定） | 株式併合の効力発生日 |
| ④ 2021年11月中旬頃 | （予定） | 端数株式相当分の処分代金のお支払い |